第３次大船渡市子どもの読書活動推進計画の概要

第１章　基本的な考え方　（P.1～P.3）

◆　本計画において、子どもたちが読書活動に魅力を感じ、主体的に取り組むための施策の方向性を明らかにします。

◆　計画をもとに、市民の理解と協力を得ながら、家庭・地域・学校等が協働して「子どもの読書活動」の推進を図ります。

１　計画改定の趣旨

「子ども」を含め、私たちを取り巻く環境が変化する中、令和７年度で計画期間が終了する第２次計画の取組の成果と課題を振り返りながら、本市における子どもの読書活動推進の指針となる新たな計画を策定(改定)します。

２　国・県の動向

国では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」を、県では、「第５次岩手県子どもの読書活動推進計画」を推進しています。ＩＣＴ活用（ＤＸ）の推進、読書バリアフリー法に基づく障がい児等の支援強化、こども基本法に沿った「こどもの視点」の重視、不読率低減に向けた切れ目ない支援が主な改正点です。

３　計画の位置付け

・「子どもの読書活動の推進に関する法律」に規定する市町村子ども読書活動推進計画として策定します。
・大船渡市総合計画、大船渡市教育大綱及び大船渡市教育振興基本計画を踏まえて策定します。

４　計画の期間　　令和８年度から令和 12 年度までの５年間

５　「子ども」の定義　　本市に在住する乳幼児、児童・生徒等、「おおむね 18 歳までの者」。

第２章　子どもの読書活動の意義　（P.4）

１　子どもの読書活動の意義

社会の変化にかかわらず、子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

⇒「進んで本を読む子どもの育成」を図る必要があります。

２　子どもの発達段階（年齢）と読書活動

子どもの発達段階（年齢）に応じて、切れ目のない読書習慣を身に付けることが重要です。

第３章　本市における現状と課題　（P.6～P.16）

１　子どもの読書活動に関するアンケート調査

小学生では、ほぼすべての児童が読書をしているものの、中学生以上ではその割合が低下しています。
また、デジタル機器の使用の定着、使用時間の増加がみられ、相対的に読書時間が減少しています。

２　学校図書館等の蔵書状況等

・蔵書の中には、修繕が難しいものや内容が古いものなどがあり、適正な蔵書管理が重要となっています。

３　市立図書館の蔵書・利用状況等

・令和６年度の蔵書数(CD・DVD・雑誌は除く)：151,084 冊（うち小学生以下向けの「児童書」：46,421 冊(30.7%)）
・指定管理者制度の導入により、適切な除籍等の蔵書管理の精度が向上し、利用者のニーズに即した「生きた蔵書」の維持が行われている。
・延べ貸出者数：平成 27 年度から令和６年度までの９年間で 6,400 人(24.2%)減少
・延べ貸出冊数：同じく９年間で 36,467 冊(28.0%)減少

４　第２次計画で設定した指標の到達状況

・子どもの読書への意識及び読書状況　→　指標３区分、各４学年の組み合わせ 12 のうち、目標達成は４
・市民一人あたりの図書貸出冊数　→　令和元年度から 0.1 ポイント増加したが目標(3.7 冊/人)は未達成
・市立図書館の蔵書数　→　目標（170,000 冊）に対し、151,084 冊で未達成

５　課題

年齢が上がるにつれ、スポーツ少年団や部活動、インターネット視聴をはじめとした新しく時間を要する分野や勉強時間なども増加し、日常生活の中で読書に充てる時間数の減少は避けられない状況を踏まえつつ、次の３つの課題を整理しました。

課題１　読書に関心を持たせ習慣づけること
課題２　学校図書館における読書環境の充実
課題３　市立図書館における利用促進の働きかけ

第４章　基本的な方針と取組（家庭・地域・学校等の役割と取組）　（P.17～P.23）

１　子どもが本に親しむ環境づくり

⑴　子どもの周囲の大人の役割
・子どもが興味を持つような本の紹介
・自らが体験した読書の魅力を伝え、読書へ導くこと

⑵　発達段階（年齢）に応じた読書環境の構築
・人的環境：家庭・地域・学校など周囲からのさまざまな働きかけ
・物的環境：学校図書館及び市立図書館における蔵書の充実や施設・設備等の整備

２　家庭・地域・学校等の連携・協力

⑴　「地域学校協働活動」及び「教育振興運動」と連動した取組
それぞれの活動及び運動に取り組む中で、常に情報交換しながら担うべき役割を果たすことが重要です。

⑵　読書の感動や楽しさを共有する取組
貴重な体験(心を揺り動かされた本との出会い)、感動や楽しさを多くの人々で共有することが大切です。

３　学校図書館及び市立図書館における魅力ある図書の提供

学校図書館、市立図書館及び移動図書館「かもしか号」の利用促進に当たり、次のことに取り組みます。
・新刊のほか、普遍的な価値を持つ本、興味を抱く本、視覚障がい者等が利用しやすい書籍をそろえる
・情報が古い本や修繕が困難な本の除籍又は買替など適正な管理
・読書関連行事や企画展示を契機とした読書活動の習慣化
・中学、高校の繁忙期でも本から遠ざからないための環境づくりによる読書習慣の維持

４　家庭・地域・学校等における役割と取組

それぞれの基本的な役割を認識した上で、「本に親しむ環境づくり」や相互の連携・協力に基づく多様な取組を推進します。

５　読書活動推進の中核となる蔵書及び施設の充実

⑴　学校図書館の充実
【取組の重点】
・「学校図書館図書標準」に基づく蔵書数の確保及び標準冊数にとらわれない図書資料の適正な除籍
・市立図書館との連携による児童・生徒への図書提供
・市内の読書ボランティアの協力による読み聞かせの実施・拡充
・児童・生徒による自主的な「図書委員会」活動に対する指導・助言
・教職員の読書及び学校図書館利用並びに図書館運営に関する研修の実施

⑵　市立図書館の充実
【取組の重点】
・移動図書館車「かもしか号」巡回による小･中学校、こども園・保育園等への図書の貸出し、配本
・読書ボランティアの協力による「おはなし会」等の拡充
・「調べ学習」や読み聞かせに必要な図書の確保
・視覚障がい者等が利用しやすい書籍の提供
・安全・安心な居場所としての機能の拡充
・レファレンス・サービスの充実
・子ども向け図書の企画展示
・外部研修の受講や日常業務を通じた図書館職員としての資質の向上
・市広報紙、ホームページ、ＳＮＳなどを活用した読書推進情報の発信

⑶　関係機関との連携・協力及び推進体制の整備・充実
【取組の重点】
・読書ボランティア等との連携の推進
・公的関係機関のほか、「読書週間」等の全国的・全県的な取組との連携・協力
・関係機関・団体との読書推進に関する情報共有や意見交換の推進、担当教職員の研修機会の拡充
・障がい者関係団体との連携の推進

６　計画の目標

別表(裏面)のとおり、数値目標を設定します。

７　計画の推進体制

・計画の進捗状況を毎年度把握して課題の抽出などを図りながら、次年度以降の取組を効果的に推進します。
・大船渡市立図書館協議会において、評価・検証し、その結果を公表します。

第３次大船渡市子どもの読書活動推進計画の概要

（別紙）

■本計画の実施にあたり、計画期間終了の令和 12 年度における数値目標を次のとおり設定します。

⑴　子どもの読書への意識及び読書状況　　　※ アンケート実施項目

区　　分	学年	令和２年度	令和７年度	令和 12 年度【目　標】
①読書の重要性（「読書は大切だ」「どちらかといえば大切だ」と答えた割合）	小２	96.6%	97.5%	98%
	小５	95.6%	93.2%	96%
	中２	93.4%	95.2%	96%
	高２	95.4%	94.3%	96%
②読書者の割合（１か月に１冊以上の読書）	小２	100.0%	98.5%	100%
	小５	99.6%	96.4%	100%
	中２	84.6%	69.5%	75%
	高２	59.4%	42.8%	48%
③読書冊数（１か月に読んだ本の１人あたり冊数）	小２	18.7 冊	13.8 冊	20 冊
	小５	11.6 冊	13.9 冊	15 冊
	中２	4.6 冊	6.6 冊	8 冊
	高２	2.6 冊	2.2 冊	3 冊

※令和２年度及び令和７年度の数値は、計画策定に関する事前アンケートの結果によるものです。

⑵　市民１人あたりの図書貸出冊数　　　　　　　　　（単位：冊／人）

区　　分	令和元年度	令和６年度	令和 12 年度【目　標】
図書貸出冊数(個人）Ａ／Ｂ	2.8 冊/人	2.9 冊/人	3.7 冊/人
市立図書館における年間総貸出冊数(冊)Ａ	100,103 冊	93,808 冊	―
総　人　口　(人)　Ｂ	35,471 人	31,807 人	―

⑶　市立図書館蔵書数　　　　　　　　　　　　　　　（単位：冊）

区　　分	令和元年度末	令和６年度末	令和 12 年度末【目　標】
総　　　数	155,960 冊	151,084 冊	150,000 冊（0.7%減）
うち児童書（割合）	48,105 冊（31.8%）	46,421 冊（30.7%）	48,000 冊（32.0%）

　蔵書総数は、これまでの「量的拡大」を重視する段階から、子どもたちが常に新しく正確な情報に触れられる「情報の質と、実質的なアクセス量の向上」を重点し、冊数の減を目標とした。